

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十月十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（UAVレーザ測量及び三級基準点測量）

二 測量の地域 奈良市鹿野園町

三 測量の期間 令和六年九月二十日から令和七年二月二十六日まで